

大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時貸付取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程に定める公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の土地及び建物（以下「施設」という。）の阿倍野キャンパスにおける一時貸付の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 一時貸付できる使用目的については、法人の業務に支障のない範囲で、次の各号の1に該当するものに限る。

- (1) 学術団体等が主催する教育・学術に関する講演会、研究会等に使用する場合
- (2) 国及び地方公共団体等が行う事業等に使用する場合
- (3) 資格試験等の会場として使用する場合
- (4) その他特に理事長が使用を認めた場合

(貸付手続)

第3条 施設の貸付を受けようとする者は、使用開始日1か月前までに、阿倍野キャンパス施設一時使用申請書（別記様式）を理事長に提出し、許可を得なければならない。

2 理事長は、施設の使用を許可したときは、施設の使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対し許可書を発行する。

(施設使用料)

第4条 使用者は、別表に定める施設使用料を前納しなければならない。

(施設使用料の減免)

第5条 次に掲げる貸付けにおいては、貸付料等の全部又は一部を免除することができる。

事由	減免
(1) 法人教職員が所属する学術団体が教育・学術に関して使用する場合	貸付料の全額の全部又は一部
(2) 法人関連団体が学生・教職員を対象とした事業に使用する場合	貸付料の全額の全部又は一部
(3) 災害により理事長が特に必要と認めた場合	貸付料及び水道光熱費の全額の全部又は一部
(4) その他理事長が特に認めた場合	個別の事情により別途定める

(納入金の返還)

第6条 一旦納入された施設使用料は、原則として返還しない。ただし、法人の都合により貸付を変更又は取り消した場合は、施設使用料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その責に帰する事由により、施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 阿倍野キャンパス施設一時使用申請書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。当該施設等を第三者に転貸してはならない。
- (2) 貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。
- (3) 火災予防に細心の注意を払い、指定場所以外での喫煙をしないこと。

- (4) 許可なくして施設内において飲食をしないこと。
- (5) 法人は、施設について、瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。
- (6) 施設内における盗難紛失等の事故・事件に関し、法人はその責を負わない。
- (7) 使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状に回復したうえで返還すること。
- (8) その他、法人担当者の指示に従うこと。

(施行の細目)

第9条 この要項の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

施設使用料（1時間あたり）

1 医学部学舎

単位：円

施設名	貸室料金	諸経費	合計
大講義室	24,000	3,000	27,000
中講義室（1・2）	14,000	1,600	15,600
小講義室（1・2）	10,000	1,000	11,000
18階会議室	13,000	1,500	14,500
セミナー室	6,000	1,000	7,000
組織実習室	18,000	2,000	20,000
微生物実習室			
生化学実習室			
生理学実習室	12,000	1,500	13,500
グループ学習室（1）	4,000	500	4,500
グループ学習室（2）	3,000	500	3,500
グループ学習室（1・2以外）	2,000	500	2,500
多目的室	8,000	1,000	9,000

備考 使用可能時間は、9時から21時までとする。

2 看護学部学舎（B）

単位：円

施設名	貸室料金	諸経費	合計
講義室1	6,000	1,000	7,000
講義室（A・B・C）	10,000	1,000	11,000
講義室4	10,000	1,200	11,200
演習室（1・2）	2,500	500	3,000
演習室（3・4・5・6）	2,000	500	2,500
会議室（1・2）			
多目的さくら	8,000	1,000	9,000
多目的ホール	27,000	3,000	30,000

備考 使用可能時間は、9時から21時までとする。

3 看護学部学舎 (C)

単位：円

施設名	貸室料金	諸経費	合計
大講義室 (1・2・3)	17,000	2,000	19,000
大講義室 (4) 兼講義室 (5)	9,000	1,000	10,000
大講義室 (4) 兼講義室 (6)			
講義室 (1・2・3・4)			
セミナー室	6,000	1,000	7,000
ラーニングcommons			
多目的スペース (C105)	14,000	1,600	15,600
多目的スペース (C204)	12,000	1,500	13,500

備考 使用可能時間は、9時から21時までとする。

4 医学情報センター

単位：円

施設名	貸室料金	諸経費	合計
ホール	20,000	2,500	22,500
会議室 (1・2)	6,000	1,000	7,000

備考 使用可能時間は、平日の9時から20時まで（ただし、土、日、祝日については、9時から17時まで）とする。日・祝日は、ビル休館日のため、別途あべのメディックス管理事務所へ共用部分使用料の支払いが必要。

5 その他

上記1～4に該当しない施設において一時使用の申出があった場合は、同一の算出基準（下表）を適用し、施設使用料を算出するものとする。なお、諸経費が500円未満となる場合は、一律500円に切り上げて算出致します。

単位：円

	貸室料金	諸経費	合計
1平方メートルあたり	75.00	8.54	83.54